

第3章

歴史的風致の維持及び向上に関する方針

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する課題

栃木市の歴史的風致を構成する歴史的建造物は、栃木地域の歴史的町並みをはじめ各地域の社寺や渡良瀬遊水地の周^{わたら} 囲^せ 堤^{ゆうすいち}、大平^{しゅう} ぶ^{いてい} とう^{おおひら} 団地のぶどう棚にも存在している。これまで歴史的な価値のある建造物については、文化財保護法、栃木県文化財保護条例、栃木市文化財保護条例に基づく文化財の指定等により保存や活用のため必要な措置を講じてきた。また、主として昭和前期（昭和20年（1945）頃）までにかけて建造された旧日光例幣使街道や巴波川^{きゅう} 周^{につこう} 辺^{れい} の見世蔵^{いし} や土蔵^{かい}、石蔵^{とう}、木造店舗等については、「歴史的町並み景観形成地区」の「歴史的建造物」に指定し、その保全と活用のための支援事業を実施してきた。

しかし、近年において後継者不足や後継となる家族が市外にいる場合が多いことから、管理することが困難となった歴史的建造物が増加傾向にあり、町並みを保存していくうえで建造物の活用がうまくできなくなっている。また、歴史的建造物を相続した人が、その価値を十分に認識していないがゆえに、維持管理が行われないまま老朽化し空き家となっているものや管理しきれずに取壊される状況も発生している。

こうしたことから、旧日光例幣使街道及び巴波川周辺の戦前建築物の件数は、平成9年（1997）から平成28年（2016）の20年間で1,347棟減少しており、依然として歴史的建造物の減少は止まっていないと推測される。

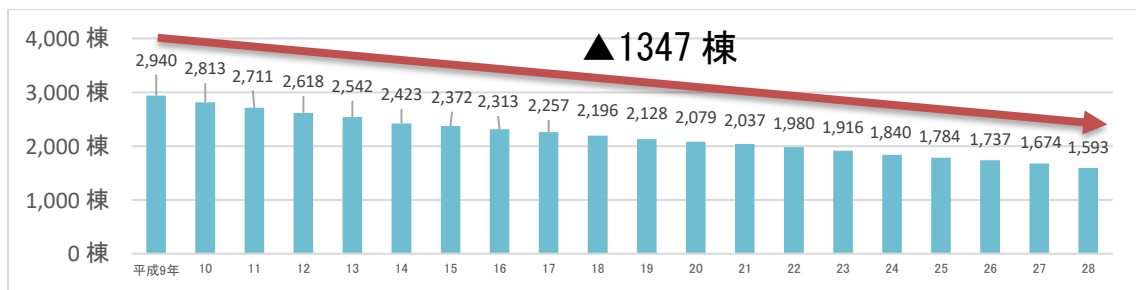


図 旧日光例幣使街道及び巴波川周辺の昭和20年（1945）12月31日以前建築・木造家屋棟数の推移

歴史的建造物の中には、老朽化による破損等により修理が必要なものも多くあるが、現制度を活用しても所有者の費用負担が大きく修理されないのが現状であるとともに、歴史的建造物の修理を行うための伝統工法や技術についての知識や経験、人材の不足や、歴史的建造物の修理を行おうとする者等に対し技術的指導及び助言を専門的立場から行うような体制についても十分とは言えない。

また、これらの歴史的建造物は主に木造の建築物で構成されているため、火災や、近年頻発している地震や台風、豪雨等の自然災害に脆弱^{ぜいじやく}なものも多く、保存や活用に関しては大きな課題である。

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(2) 歴史的町並みの保全・形成に関する課題

旧日光例幣使街道沿いにおいては、見世蔵や木造店舗が建ち並び、洋風建築や所々に塀や門が現れ、塀越しに木造住宅、土蔵や石蔵が望める町並みが特徴となっている。栃木市では、こうした歴史的町並みを保全するため、「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」を制定して、旧日光例幣使街道及び巴波川周辺を「歴史的町並み景観形成地区」に指定し、市、事業者及び住民により、その形成に向けて一体的に取り組んできた。

しかし、未だに、沿道の建築物を取壊し空き地になっているものや駐車スペース、庭などとして使用しているもの、建替えにより現代の建築物になっているものも多く見られ、町並みの連続性を阻害している。

また、蔵の街大通り（旧日光例幣使街道）においては、景観の阻害要因である電線・電柱について、無電柱化を行ったが、「^{かう えもんちよう}嘉右衛門町伝建地区」や巴波川沿いなどにおいて未整備となっている。



写真 嘉右衛門町伝建地区内の電線・電柱

巴波川や^{けんちようほり}県庁堀を流れる^{がわ}県庁堀川においては、現在、栃木県や地区住民、市民団体等により護岸整備や水質浄化、美化活動等が実施されているが、周辺を含む景観の保全が十分に行われていない。

嘉右衛門町伝建地区は、栃木県屋外広告物条例により、原則として屋外広告物を掲出することができない禁止地域であるが、未だに不適切な屋外広告物が見受けられるとともに、蔵の街大通り（旧日光例幣使街道）や巴波川周辺においても歴史的風致とは異質の屋外広告物が見受けられる。

(3) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する課題

地域における民俗芸能等は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた市民の財産であり、将来に渡って確実に継承され、発展を図っていかなければならない重要な資産となっている。栃木市では、今も多くの地域で祭りや^{かぐら}神楽、^{ししまい}獅子舞等の民俗芸能が残されているが、近年、少子高齢化などの地域社会の急激な変化に伴い、多くの民俗芸能等の保存団体が後継者、指導者の不足など、運営面で様々な課題を抱えているとともに、保存団体間での相互の連携が取れていない。

また、^{だし}山車祭りにおいては、山車所有町内の住民の減少や高齢化、転入した住民の不参加などにより、山車の引き手不足が問題となっている。さらに、山車等の保存・修理には多額の費用が掛かり、維持・伝承するために山車所有町内等の負担が大きい。

(4) 自然景観や農業景観に関する課題

栃木市を代表する風景として、渡良瀬遊水地の^{はら}ヨシ原のある風景や大平ぶどう団地のぶど

う棚が広がる風景等が挙げられる。

渡良瀬遊水地については、国指定の絶滅危惧種を含む希少植物が多く生育する豊かな自然環境にあり、自然環境を守るため、掘削等による攪乱^{かくらん}、ヨシ焼き、外来種駆除などの人の手が入って保たれてきたが、その生育環境が悪化している場所も見受けられる。

また、大平ぶどう団地のぶどう栽培については、生産者の高齢化や後継者不足により、今後、栽培されないぶどう棚が増えることが懸念され、良好な農業景観づくりに影響を与えかねない。さらに、県内有数のぶどうの産地として、また、観光ぶどう園としての観光地の評価を受けているが、近年のぶどうの消費動向は、ぶどうの消費が減少する一方で、手軽さを売りにした加工品の消費が増加している。

(5) 歴史的風致に係る情報発信と認識向上に関する課題

栃木市の歴史的風致は、歴史や文化を理解する上で欠くことのできない固有の資源であり、将来へ継承すべき貴重な財産である。

しかし、継承すべき歴史的風致についての市民の共通理解が不足しており、地域の歴史的風致を市民の誰もが認識できるための情報発信など、歴史的風致についての積極的な情報発信は進んでいないうえ、情報発信の拠点となる施設が不足している。

文化振興に関する市民アンケート調査結果（平成25年度（2013）に実施）によると、市内各地域の資料館等の施設については利用したことがない人の割合が8割を超えており、利用しない理由としては「時間に余裕がないから」、「歴史民俗資料等に関心がないから」とともに、「場所が分からないから」の割合が高くなっており、市民の認知度や利用率、歴史民俗資料等への関心の低さが窺^{うかが}える。

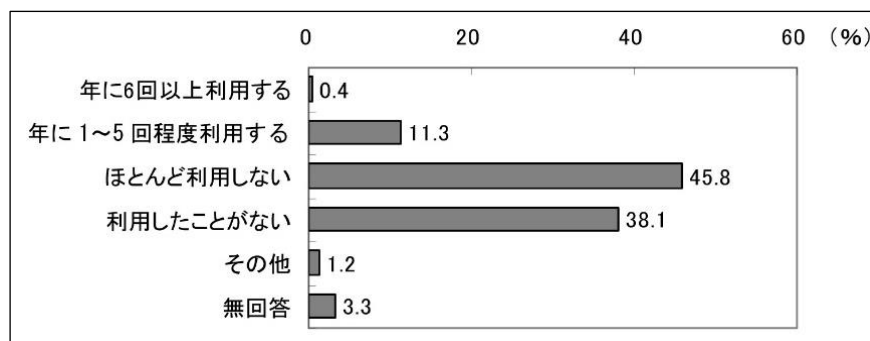


図 市内各地域の歴史民俗資料館の利用頻度

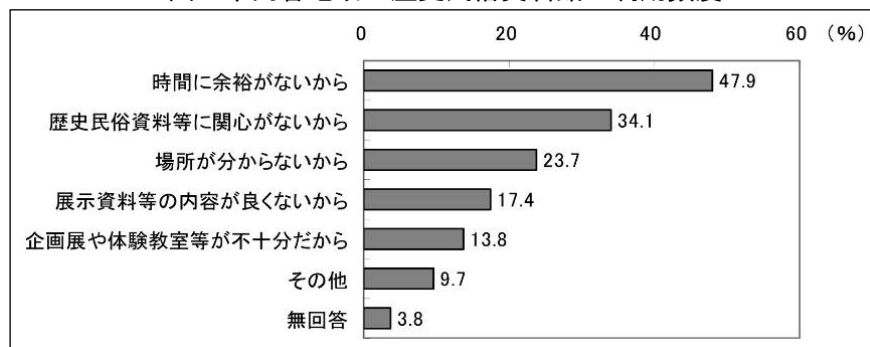


図 歴史民俗資料館等を利用しない理由

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

栃木市では、歴史的風致を紹介するような冊子がないため十分に案内・説明することができず、歴史的風致に対する市民意識があまり高くなく、歴史文化資産について説明できる人材も不足している。

また、平成32年(2020)夏季オリンピック・パラリンピックの開催地が東京に決定し、栃木市は東京から近い観光地として、オリンピックを機会に訪日する外国人を市内に誘客する契機ではあるが、栃木市の魅力を発信できる体制が十分に整っていない。

(6) 周遊性の向上に関する課題

市街地中心部においては、歴史的建造物は来訪者等が散策する路地にも存在するが、アスファルト舗装の状態や、道路美装化^{びそうか}後に数年が経過したことによるタイルの剥がれ^はや損傷が著しい箇所があるとともに、歴史的な町並みに調和していない街路灯も見受けられる。また、休憩施設が少なく市民や来訪者にとって訪れやすい環境となっていない。加えて、車利用による交通アクセスが多い中、来訪者を受け入れるための駐車スペースについても、十分に整備されていない状況にある。

多くの来訪者が訪れる嘉右衛門町伝健地区の旧日光例幣使街道(市道)は、幅員が約7～8mと比較的広く、ゆったりと湾曲し、通過交通による交通量も多く、歩道がないことから歩行者にとって安全・安心な環境ではない。

市内各所に歴史文化資産が分布しており、これらの資産がネットワークでつながっておらず、一定のテーマやストーリーでこれらをつなぎ、栃木市の魅力を分かりやすく体験して感じられるような環境づくりなど、来訪者の受入環境の整備が不足している。

既存の案内板や説明板においても、個々のデザインの統一感がなく、老朽化しているものも見られ、来訪者の利便性への配慮に欠けているものや、外国人来訪者の案内誘導のための外国語併記のない案内板もある。

2 上位計画及び関連計画との関連性

本計画は、平成25年（2013）3月に策定した「栃木市総合計画」に即する計画である。
 また、「栃木市都市計画マスタープラン」や「栃木市景観計画」等の関連計画との整合、連携を図りながら、栃木市の歴史まちづくりに関する基本的な方針を示す計画として位置付ける。

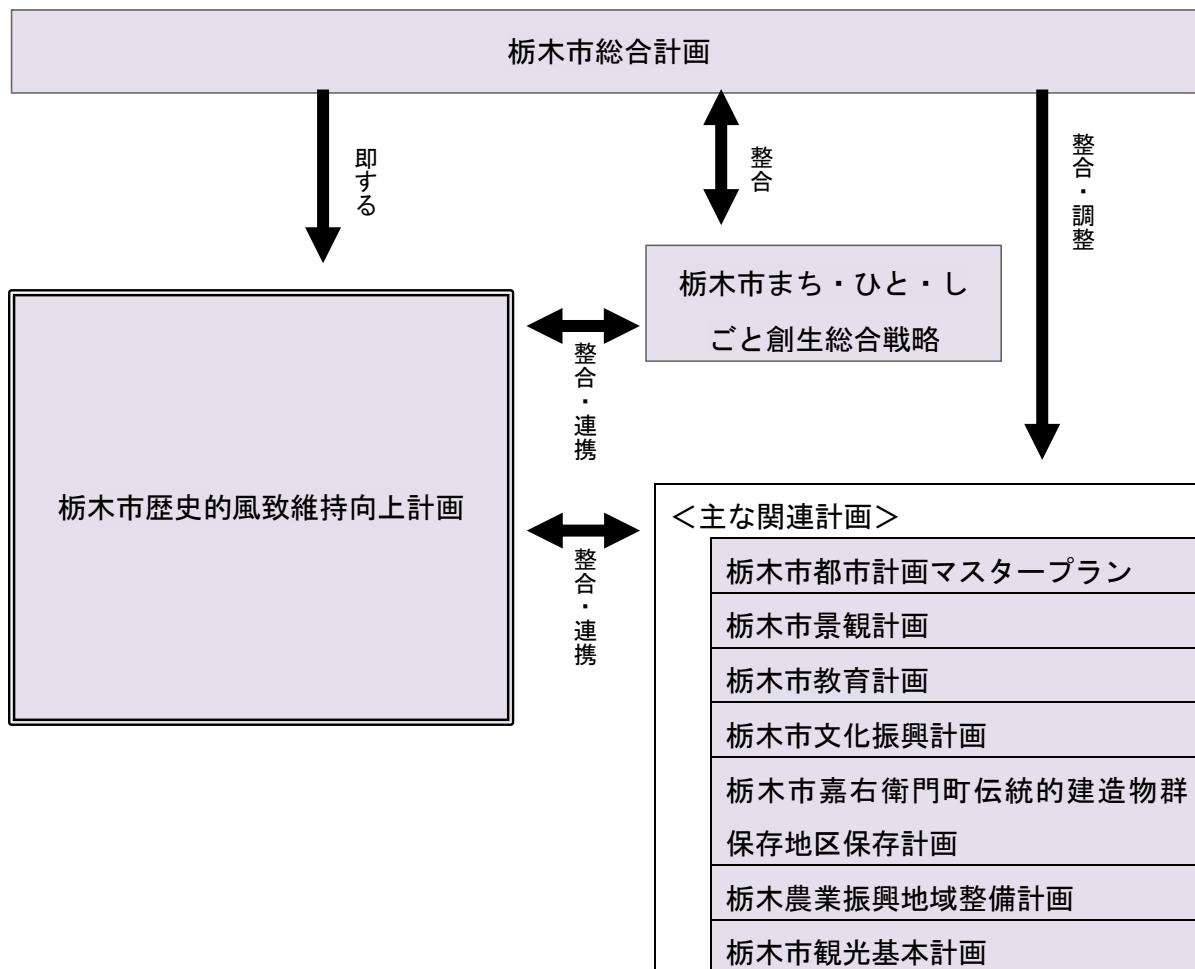


図 栃木市歴史的風致維持向上計画と上位・関連計画の関係

(1) 栃木市総合計画（平成25年（2013）3月策定、平成27年（2015）3月改訂）

栃木市では、総合的な振興・発展等を目的として、平成25年度（2013）から平成34年度（2022）までを計画期間とする「栃木市総合計画」を策定し、平成26年（2014）4月の岩舟町との合併により、平成27年（2015）3月に改訂した。

目指す将来都市像『“自然”“歴史”“文化”が息づき“みんな”が笑顔のあったか栃木市』の実現に向け、様々な施策を推進しており、将来像の実現を効果的・効率的に進めていくため、まちづくりの7つの基本方針を設定している。

また、平成30年度（2018）から平成34年度（2022）を計画期間とする「栃木市総合計画《後期基本計画》」には、景観形成及び歴史まちづくりの推進、歴史文化の保護と活用など、

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

基本構想に掲げたまちづくりの基本方針を実現するための手段として、関連する基本施策と単位施策を体系化している。

基本構想 将来都市像

“自然”“歴史”“文化”が息づき“みんな”が笑顔のあったか 栃木市

“自然”“歴史”“文化”が息づきとは

- 郊外に広がる水・緑の眩しい自然のなかで、多くの人々がアウトドアスポーツや観光を楽しみ、豊かな田園が市民の心や食を潤しています。
- 市内にはしっかりとした蔵の街並みがたたずみ、この地に縁のある先人たちが残した貴重な文化財が大切に受け継がれ、祭りになれば豪華絢爛な山車が街なかを練り歩きます。

“みんな”が笑顔のあったか 栃木市とは

- “自然”“歴史”“文化”をはじめとする魅力的な資源が、地域のおもてなしの心とともに静かに来訪者を迎え楽しませています。
- 産業団地では力強いつち音や機械の音が響き、物や情報が活発に往来するなかで、多くの市民や企業が生き活きと生産活動に従事しています。
- 市民の誰もが快適な住環境のなかで豊かな市民サービスを享受し、栃木市に住んで良かったと大きな満足感を覚えています。

図 基本構想 将来都市像

まちづくりの7つの基本方針

基本方針① かけがえのない自然に優しいまちづくり

環境と共生した『循環型社会の構築を目指し、豊かな自然環境をかけがえのない財産として次世代に引き継ぐとともに、『自然エネルギーへの取り組みや環境に負荷をかけることのない持続可能なまちづくりを進めます。

基本方針② 心地よく暮らせるまちづくり

市民生活の舞台・装置となる、良質な住環境の形成、道路・公園等の生活基盤の整備、楽しく買い物のできる商業環境の形成、活力ある企業活動を支える産業基盤の整備、暮らしの利便性を高める情報通信環境の整備、便利な公共交通機関の充実、誇りや愛着の持てる美しい街並みの形成等により、誰もが心地よく、安らぎを感じながら、満足して住み続けることのできるまちづくりを進めます。

基本方針③ 安全安心で快適に暮らせるまちづくり

誰もが快適に安心して暮らせるよう、災害に強い都市環境の形成、あらゆる場面を想定した防犯・防災体制の強化、生活の転換に伴う様々な不安の解消に向けた取り組みの推進等により、市民の生命・財産を守ることのできるまちづくりを進めます。

基本方針④ 健康で生きがいを持てるまちづくり

誰もが健やかに住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医療体制の強化や市民の日常的な健康づくり活動の支援を行うとともに、高齢者や障がい者の生活を見守る環境の形成、子育てを応援する環境の充実など、地域で支え合うことのできるまちづくりを進めます。

基本方針⑤ 健やかに人を育み学び続けられるまちづくり

市民一人ひとりが学び続け、あらゆる分野での活躍が図られるよう、地域の持つ豊かな歴史・伝統・文化を守り活かしながら、将来を担う心身ともに健やかな人材の育成、生産を通して学び社会に貢献することのできる環境の整備等により、将来にわたり人材と文化を育むことのできるまちづくりを進めます。

基本方針⑥ いきいきと働き賑わいのあるまちづくり

豊かで活力のあるまちづくりを目指し、地域資源や立地特性を活かした産業の振興、新たな産業基盤の整備による雇用の創出、社会経済動向を踏まえた企業の誘致、地域の交流を活発化させる魅力ある観光の推進等により、地域経済が元気に、人々がいきいきと働くことのできるまちづくりを進めます。

基本方針⑦ 共に考え共に築き上げるまちづくり

地方分権の進展に対応した自立したまちづくりに向け、一体感のある栃木市の創出を念頭に、適正な行政運営の推進、地域の特性に応じた市民によるまちづくり、市民活動や地域活動を支える市民団体・コミュニティ組織への支援、市民一人ひとりがお互いを認め合う環境の形成等を図ることにより、市民と行政が共に考え共に築いていくまちづくりを進めます。

図 まちづくりの7つの基本方針

(2) 栃木市都市計画マスタープラン（平成26年（2014）3月策定、平成28年（2016）3月改訂）

「栃木市都市計画マスタープラン」は、平成26年（2014）3月に策定された。その後、平成26年（2014）4月の岩舟町との合併並びに「栃木市総合計画」が改訂されたことにより、平成28年（2016）3月に改訂した。

まちづくりの将来都市像について、『“自然”“歴史”“文化”が息づく 多様な交流を育む 新たな“とちぎ”のまちづくり』とし、6つのまちづくりの目標を定め、このうち「地域資源を活かした美しいまちづくり」の実現のために、豊かな自然や歴史・文化的な景観の保全や活用を図りながら、都市と自然・田園環境が調和する美しい都市景観の創出を目指すとしている。

将来都市像

“自然” “歴史” “文化” が息づく 多様な交流を育む 新たな“とちぎ”のまちづくり

本市の特長である“自然・歴史・文化”をまちづくりにおける重要な要素として捉え、市民ニーズの高い“交流”の基盤となる都市づくりに取り組みながら、市民・企業・団体・行政の協働による一体的なまちづくりを進めます。

まちづくりの目標

- | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| - 土地利用 -
自然と都市が共存共栄するまちづくり | - 都市防災 -
市民の生命財産を守る安全・安心なまちづくり |
| - 交通体系・都市施設 -
快適、便利な暮らしやすいまちづくり | - 都市景観 -
地域資源を活かした美しいまちづくり |
| - 市街地整備 -
豊かな暮らしと活力を創出するまちづくり | - 都市環境 -
環境にやさしく豊かな自然を守り活かすまちづくり |

図 将来都市像とまちづくりの目標

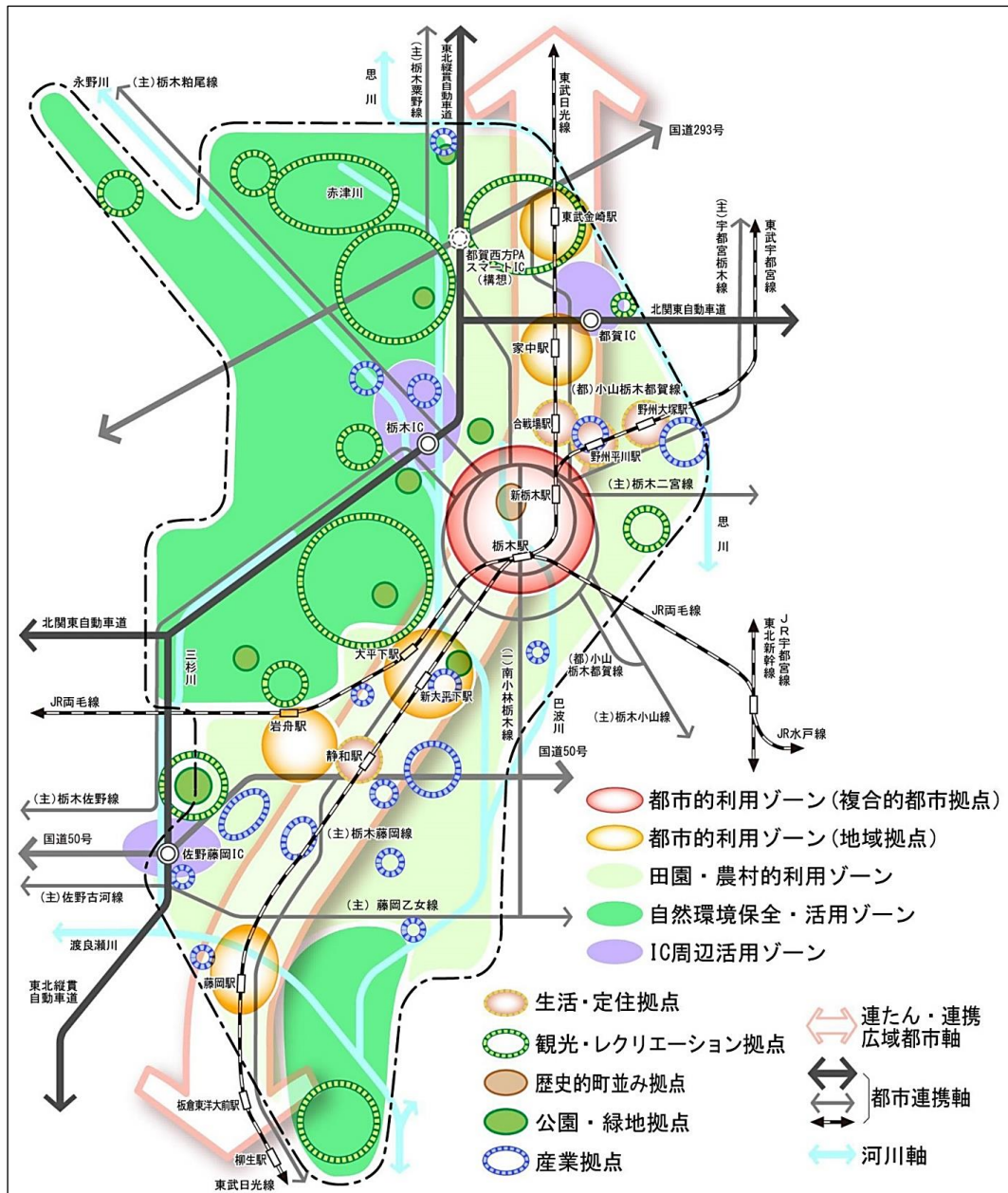


図 将来都市構造 (イメージ)

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(3) 栃木市景観計画（平成26年（2014）10月作成、平成27年（2015）4月施行）

栃木市は、人々の暮らしの中で長い年月の間に育まれた歴史的な町並みや樹木や草花等による美しい景観が形成されている。これらの美しい景観の中でも、栃木地域中心部においては、これまで「蔵造りの歴史的町並み」を保全・活用するため、景観形成に関わる諸事業を展開し、市民・事業者とともに、歴史的町並みを守り育ててきた。先人達が守り育ててきた栃木市のこうした景観を次世代に継承し、これらを活かしたまちづくりを進めることが必要なことから、市民・事業者・行政が一体となって良好な景観形成を図ることを目的に、平成26年（2014）10月に景観法に基づく「栃木市景観計画」を作成、平成26年（2014）12月に「栃木市景観条例」を告示、平成27年（2015）4月に「栃木市景観計画」並びに「栃木市景観条例」を施行した。

景観計画では、栃木市の景観資源や景観構造を活かし、地域の特性に応じた良好な景観形成を図っていくため、栃木市全域を「景観計画区域」とし、市民・事業者・行政が共有すべき目標として、4つの景観まちづくりの基本目標を設定し、これらの基本目標に沿って、6つの基本方針を設定し、景観まちづくりに取り組んでいくとしている。

主なものとして、基本方針①では、自然資源を遠くから眺める眺望景観や自然資源から周りを見渡す眺望景観として、おおひらさん 太平山やみかもやま 三轟山、いわふねさん 岩船山等の山々の景観やわたらせがわ 渡良瀬川、なごのがわ 巴波川、おもいがわ 永野川、しもつけこくちょう 思川等の川が構成する良好な景観、さらに渡良瀬遊水地周辺における景観を保全し、眺望を大切にするとしている。基本方針②では、蔵造りの町並みが残されている栃木地域の歴史的町並みや各地域の市街地内に残されている歴史資源、さらに田園風景の中にあるむらひ 下野国庁跡や村檜神社など、自然的景観を呈している歴史資源を保全、活用するとしている。

また、栃木市の景観を形成するうえで、土地利用や景観的に同質な広がりの一帯を4つの「ゾーン」に区分し、それぞれの景観形成の方針を示している。

景観まちづくりの基本目標

【景観まちづくりの基本目標】

- 歴史と自然を活かした栃木らしい個性輝く景観まちづくり
- 市民が誇れるもてなしの空間を育む景観まちづくり
- 心地よい生活を支える親しみと安らぎのある景観まちづくり
- 市民・事業者・行政が協働して育む景観まちづくり

図 景観まちづくりの基本目標

景観まちづくりの基本方針

基本方針① 地域を象徴する自然景観を保全し、心象風景としての眺望を大切にします。

基本方針② 歴史的な町並みや史跡を保全し、交流をより活発にする。

基本方針③ 暮らしの中で受け継がれてきた風景を再発見し、未来に引き継ぐ。

基本方針④ 都市の拠点における良好な都市景観を形成する。

基本方針⑤ 好ましくないものを見直し、よりよい景観へと磨きをかける。

基本方針⑥ 市民・事業者・行政が協働して、継続性のある景観まちづくりに取り組む。

図 景観まちづくりの基本方針



図 景観構造別の景観形成の方針

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(4) 栃木市教育計画（平成25年（2013）3月策定）

「栃木市教育計画」は、栃木市の実情に応じた教育振興の方針とそのための施策に関し、基本的な事項を定めたもので、平成25年（2013）3月に策定された。

『ふるさとの風土で育む人づくり・まちづくり』をスローガンに、栃木市ならではの教育を推進するため、基本理念を設定し、基本理念を推進するべく、4つの教育の目標を設定している。その一つである『ふるさとへの愛着と誇りを育み、歴史文化のまちづくりを推進します』では、市内に現存する文化財等の保存・保護や活用に努めることにより、歴史文化を活かしたまちづくりを推進するとしている。

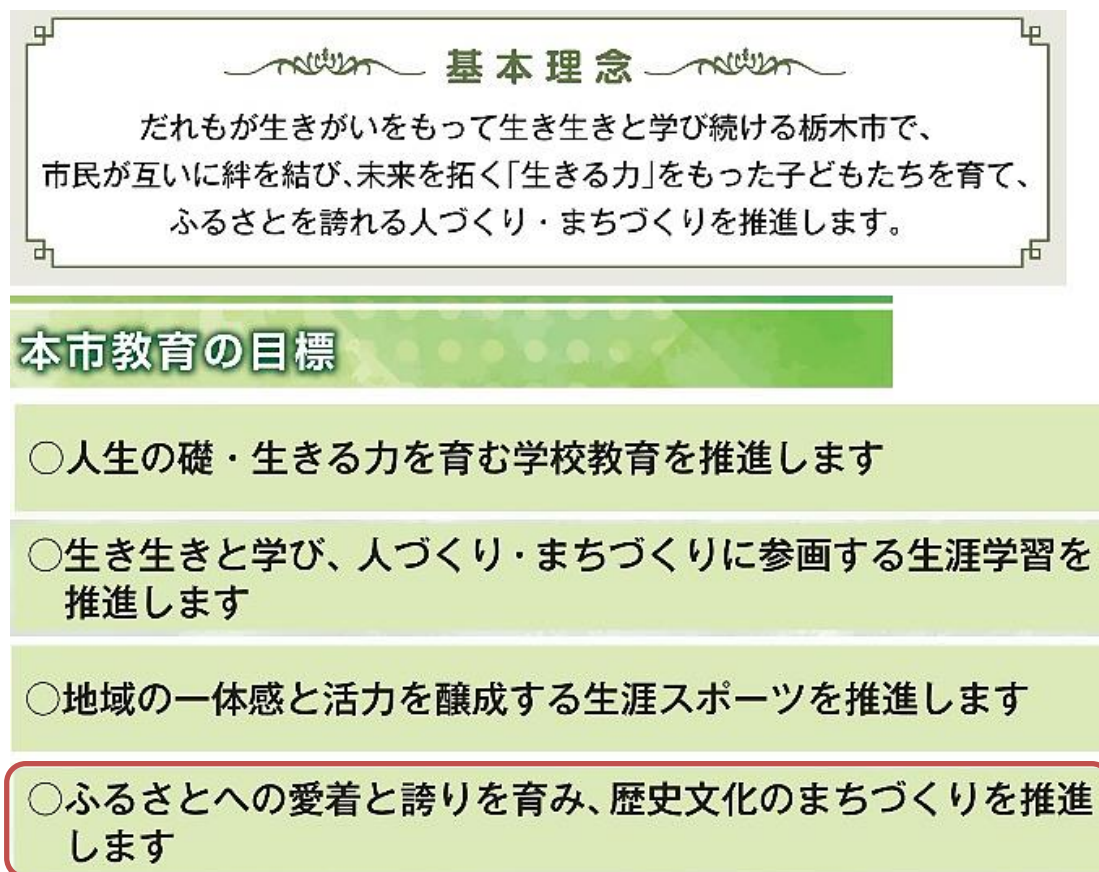


図 基本理念と教育の目標

(5) 栃木市文化振興計画（平成27年（2015）3月策定、平成30年（2018）3月改訂）

「栃木市文化振興計画」は、栃木市の実情に応じた文化振興の方針とそのための施策に関し基本的な事項を定めたもので、平成27年（2015）3月に策定された。その後、上位計画である「総合計画」及び「教育計画」において、「栃木市総合計画後期基本計画」及び「栃木市教育計画後期計画」が策定されることにより、平成30年（2018）3月に改訂した。

計画の基本理念は、『市民が、幸福と満足を感じ、希望と誇りを持てる文化創造の新しいまちをつくりまします』とし、2つの基本目標と4つの施策の方向性を定めている。このうち、基本目標2では、文化財等の調査・研究を進め、その保存・活用を図るとともに、郷土芸能等の継承支援や地域の歴史と伝統を守るための後継者育成等に努めるとしている。

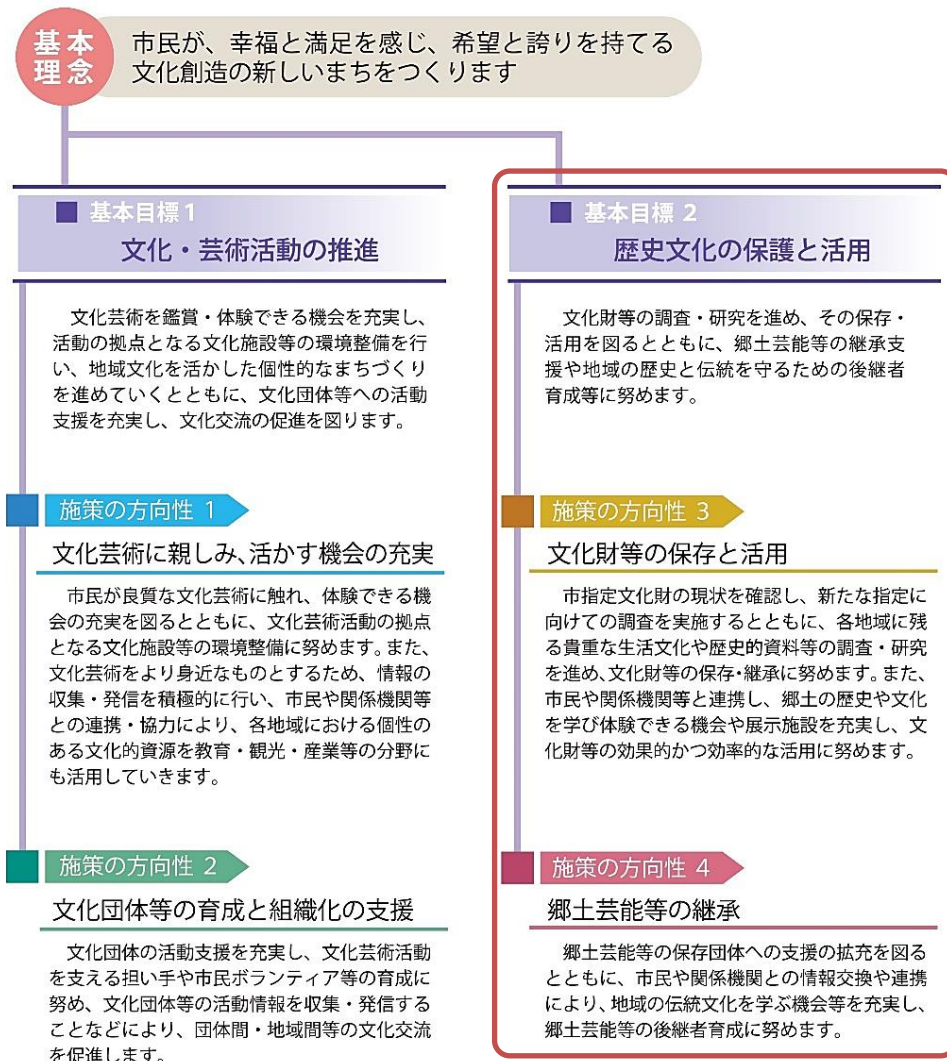


図 基本理念と基本目標、施策の方向性

(6) 栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画（平成 24 年（2012）3 月告示）

嘉右衛門町伝建地区には、旧日光例幣使街道に沿って見世蔵や土蔵をはじめとする江戸末期から昭和前期頃にかけての伝統的な建造物が群としてよく残り、地形に沿って湾曲する道、巴波川、^{おきなじま} 翁島^{じんや}や陣屋跡の緑等とともに特徴的な歴史的風致をつくり上げている。「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画」は、現在まで継承されてきた嘉右衛門町伝建地区の歴史と伝統、これらを^{いろど} 彩る文化遺産、これらによって形成されている歴史的風致を守り伝えるため、行政が住民と協力しながら町並みの保存・整備を進めるとともに、地域の活性化と生活環境の向上及び栃木市の文化基盤の向上等に資することを目的とし、平成 24 年（2012）3 月に告示された。

保存計画の保存の方向として、保存地区の歴史的風致を維持・向上するにあたっては、現状変更の許可の基準を定めてこれを適切に運用するとともに、「伝統的建造物」及び「環境物件」を特定してこれらの「修理基準」に即して所有者の保存の取組みに支援を行い、それ以外の建築物等については「^{しゅうけい} 修景基準」に即して所有者の整備の取組みに支援を行うとしている。

＜保存地区内における建築物等及び環境物件の保存整備計画＞

① 伝統的建造物

伝統的建造物の保存修理は、歴史的風致を損なうことなく、その外観を維持する修理を行う。外観が変更されているものについては、伝統的建造物群の特性の維持を基本として、「修理基準」に従って原状に復する修理を行うこととする。

伝統的建造物の修理に際しては、構造耐力上必要な補強を行い、防災・耐震性能の向上を図ることとする。

伝統的建造物のうち、一般公開が可能なものについては内部の復原又は現状維持のための修理を行うこととする。

② 伝統的建造物以外の建築物等

伝統的建造物以外の建築物等の新築や増改築については、歴史的風致と調和するよう、「修景基準」及び「許可基準」に従って行うこととする。

③ 環境物件

歴史的風致の維持や形成に寄与している環境物件の保存整備については、現状維持又は復旧を行うこととする。

＜保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画＞

① 管理施設等

保存地区の住民と来訪者の便宜を図り、保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を推進し、さらに保存地区についての理解を深めることに資するよう、空き家等を利用した管理施設を設置する。また、保存地区内の適切な箇所に標識、案内板、説明板等を設置する。これらの設備の整備にあたっては歴史的景観を損なわないように配慮する。

② 防災施設等

保存地区では、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保、建築物等の構造補強等を含めた防災計画を早期に策定する。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、防災意識の啓発と初期消火等の充実を図る。

③ 環境の整備等

保存地区では、歴史的風致に合わせた生活環境及び都市基盤の整備に努める。また、電線・電柱等は移設又は整理に努める。保存地区内の道路は、歴史的な町並みとの調和に配慮して整備・維持に努める。

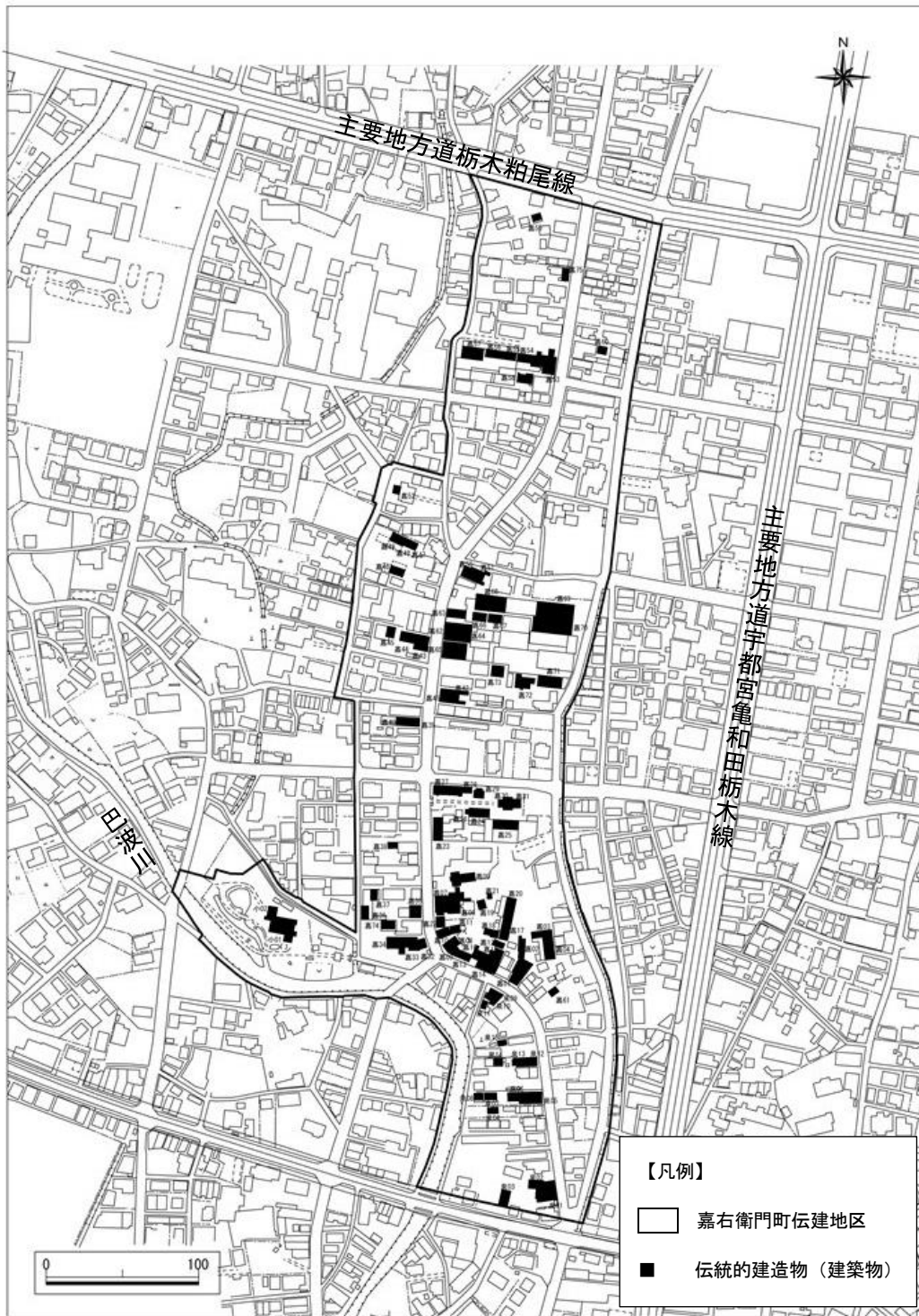


図 嘉右衛門町伝建地区の区域と伝統的建造物（建築物）の位置図

(7) 栃木農業振興地域整備計画（平成 29 年（2017）12 月策定）

「栃木農業振興地域整備計画」は、平成 29 年（2017）12 月に策定された。

第 1 から第 8 までの計画からなり、「第 1 農用地の利用計画」の中では、栃木市の恵まれた条件を効果的に活用した新たな首都圏農業の確立に向け、都市近郊という条件を活かした産地の形成等の取組みを推進するとしており、太平山・^{てるいしさん}晃石山南麓のエリアにおいては、「ぶどう団地」が造成され、既に北関東有数の産地として、また、観光地として認知・定着して

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

いることから、引き続きぶどうを主力とする果樹生産の振興を図るとともに、その販売・加工のための施設用地として、観光農業や都市型農業（大都市の周辺で行われる農業）の確立に向けた土地利用を促進することとしている。また、^{りのう}離農や農業者の高齢化、後継者不足などから、農業以外への土地利用の増加や農地の^{ゆうきゅうか}遊休化・耕作放棄地が深刻化しつつあり、これらの発生防止や再生・有効活用に向けた対策が必要とし、農地中間管理事業等を活用した農地の^{りゅうどうか}流動化の促進や農用地区域に係る制度の適切な運用による優良農地の確保等の取組みを推進することとしている。

「第5 農業近代化施設の整備計画」では、ぶどうの果樹栽培が観光農業としての産地評価を受けており、今後は、来訪者の志向や栽培動向に対応した施設・農業機械の整備・導入を進めるとともに、加工・販売施設の充実を図るとし、また、海外^{ふゆうそう}富裕層をターゲットとした高品質な果物の輸出拡大に向け、ニーズの把握に努めるとともに、これに対応した生産・流通加工設備・施設の整備を進めるとしている。

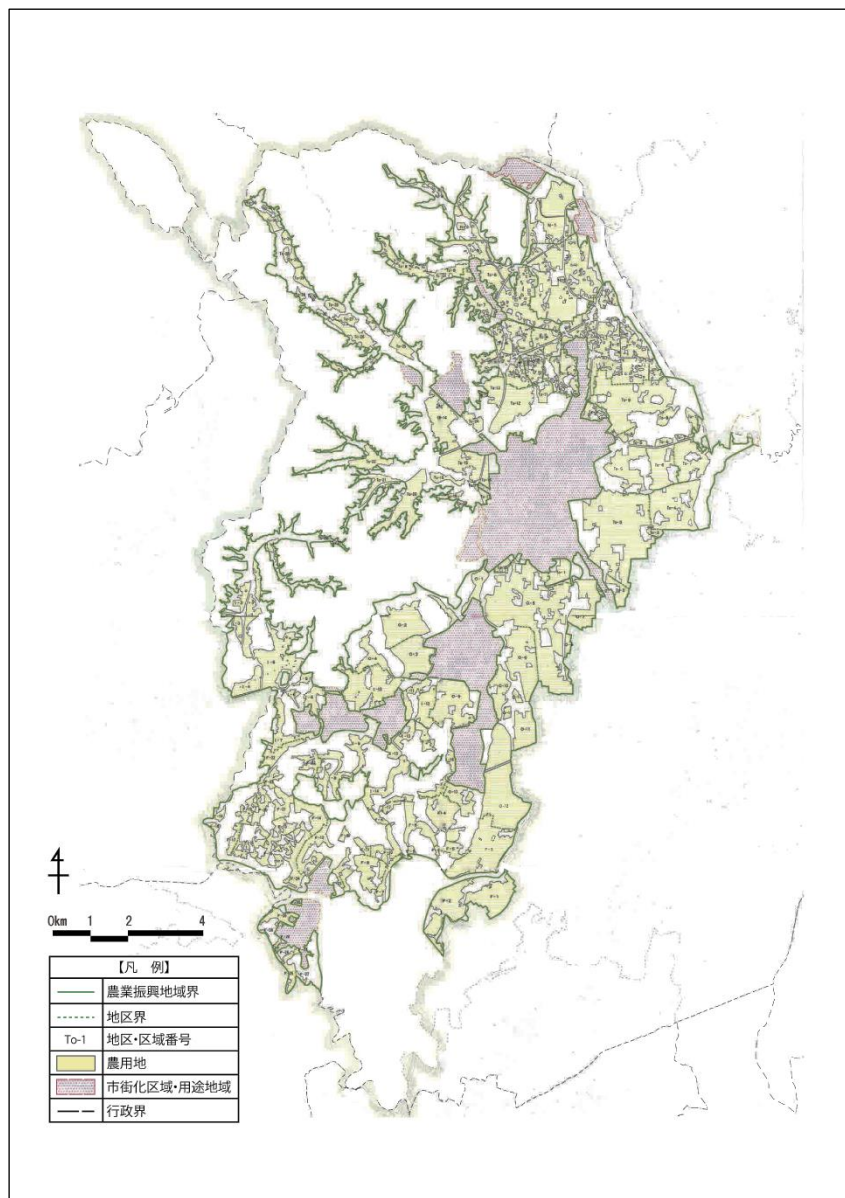


図 農業振興地域の指定の状況

(8) 栃木市観光基本計画（平成26年（2014）3月策定）

「栃木市観光基本計画」は、合併により多くの観光資源を有することとなった栃木市の観光を取巻く現状と課題を抽出・分析して、観光の目指すべき方向性を明確にし、観光振興の指針となる計画とし、平成26年（2014）3月に策定された。

計画の基本理念は、『市民の笑顔と来訪者の笑顔をつなぐ観光まちづくり』とし、5つの基本目標を定めている。

栃木市の観光資源を「自然」、「歴史・文化」、「観光関連施設」、「イベント・まつり」、「食物・土産品」の5つに区分し整理しており、基本目標1では、多様な観光資源について、来訪者の快適な観光活動を支援するため、来訪者のニーズを把握しながら設備等の充実や新たな機能付加等を図るとともに、地域に埋もれている観光資源を地域住民とともに掘り起こし、新たな魅力として観光まちづくりに活用するとし、「観光施設及び資源のデータベース化」や「観光資源の磨上げ」等の具体的アクションを示している。

また、基本目標3では、栃木市を訪れる外国人観光客への対応を中心に各種プロモーションや観光振興施策を展開し、国内のみならず海外へ目を向けた観光施策の推進を図るとし、「外国人観光客の受入環境整備と誘客推進」等の具体的アクションを示している。

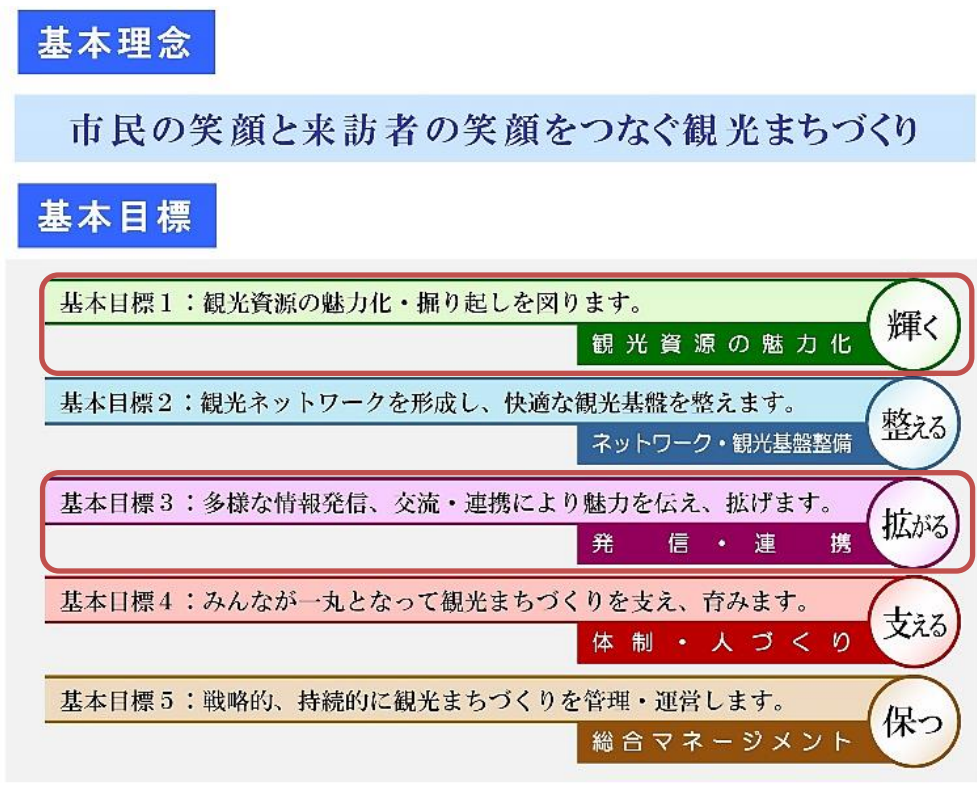
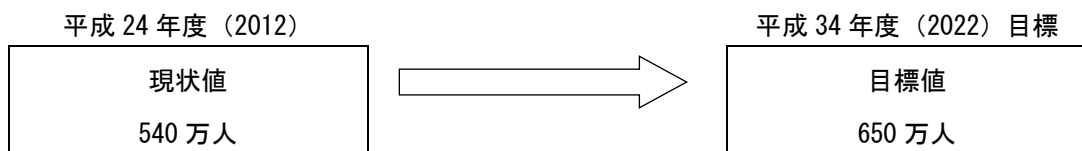


図 基本理念と基本目標

<外国人観光客を含む観光客入込数の数値目標>



第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(9) 栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年（2020）3月）

栃木市では、人口減少問題に取り組むため、栃木市の人口の現状と将来の展望を提示する「栃木市人口ビジョン」と、今後5箇年の目標や施策の基本的方向と具体的な施策をまとめた「第2期栃木市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を令和2年（2020）3月に策定した。

① 栃木市人口ビジョン

「栃木市人口ビジョン」では、国、県の長期ビジョン及びこれまでの推計や分析、調査等を考慮し、栃木市が将来目指すべき人口規模を展望している。

短期的には、産業系開発事業等の施策による転入人口増加、転出人口の抑制に努め、総合計画（後期基本計画）の人口見通しで設定した令和4年（2022）の15万4千人を目指すとしている。

また、平成29年（2017）4月に発表された「国立社会保障・人口問題研究所」の「将来人口推計」では、栃木市の令和47年（2065）の人口は約8万4千人まで減少すると示されているが、人口減少に歯止めをかける施策を積み上げ、「合計特殊出生率^{しゅつしゅりつ}」及び「純移動率」を改善することにより、人口の減少幅が抑えられるとし、令和47年（2065）に約10万9千人を目指すとしている。

※合計特殊出生率：その年次の15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生涯間に子どもを産むと仮定したときの子どもの数に相当する。

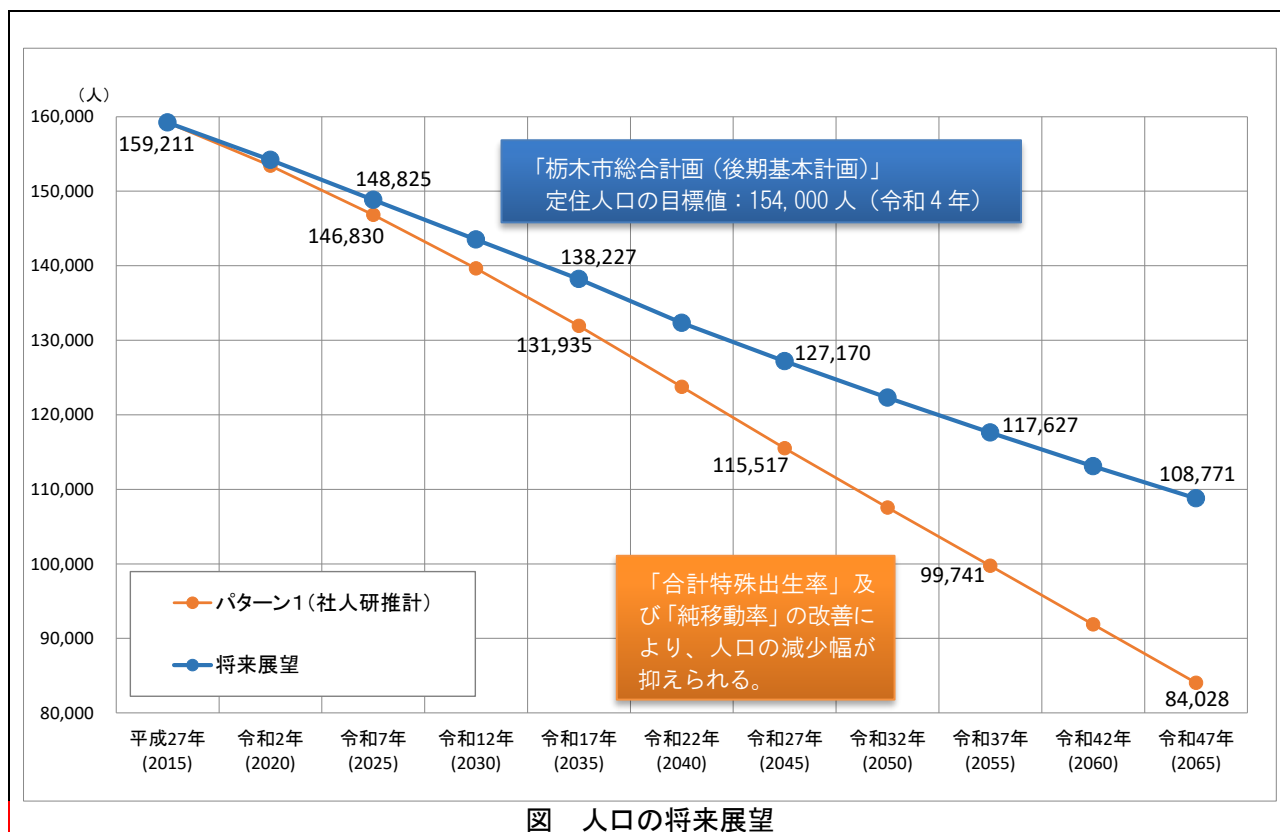


図 人口の将来展望

② 総合戦略

「総合戦略」では、4つの基本目標や具体的施策を位置付けており、特に、基本目標2で

は、栃木市の観光資源に磨きをかけることによって交流人口を増加させ、経済活性化や栃木市の知名度アップを図るため、ラムサール条約湿地に登録された渡良瀬遊水地や重伝建地区に選定された嘉右衛門町伝建地区など、栃木市が持つ特徴的な観光資源について、積極的に有効活用するとしている。

＜基本目標と具体的施策＞

【基本目標1】 雇用を生み出し、安心して働けるようにする

(ア) 雇用の創出と確保

- ① 企業誘致の推進
- ② 事業所等への経営支援
- ③ 起業・創業支援及び若手起業家の育成

(イ) 特色ある農業の展開

- ① 市の特徴を活かした強い農業の確立
- ② 栃木市版フードバレーの推進

【基本目標2】 栃木市への新しい人の流れをつくる

(ア) 本市らしさ・本市の強みを活かしたまちづくり

(イ) 定住人口の増加

- ① 本市の魅力の効果的な発信
- ② 定住希望者への支援
- ③ U I J ターン希望者への支援

(ウ) 交流人口の増加

- ① インバウンドの拡大
- ② 観光資源の魅力向上と有効活用

(エ) 関係人口の創出・拡大

【基本目標3】 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるとともに、誰もが活躍できる地域社会をつくる

(ア) 結婚活動への支援

(イ) 出産・子育てへの支援

- ① 妊娠・出産への支援
- ② 子育てへの支援

(ウ) 誰もが活躍できる地域社会の創造

- ① 女性活躍の推進
- ② 若者が活躍できるまちづくり
- ③ 人生100年時代のまちづくり
- ④ 共生社会実現の推進

(エ) 魅力ある学校教育の創造

- ① 確かな学力の育成
- ② 一貫性のある教育の充実
- ③ グローバル教育の推進

【基本目標4】 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 安全安心で快適な暮らしへの支援

- ① 国土強靱化地域計画の着実な実行
- ② 地域公共交通の充実
- ③ 安全安心な暮らしへの支援

(イ) 地域コミュニティの連携による一体感の醸成

- ① 地域コミュニティの維持
- ② 定住自立圏形成の推進
- ③ 持続可能な行財政運営

(ウ) スポーツ・健康まちづくりの推進

- ① スポーツ資源を活用した地域活性化
- ② スポーツを通じた健康増進の推進

(エ) 関係団体との連携の強化

- ① 近隣市町との連携強化
- ② 関係自治体との連携強化
- ③ 教育機関との連携強化
- ④ 民間団体等との連携強化

(オ) 地域人材の育成・活用

(カ) 環境にやさしいまちづくりの検討

3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する方針

旧日光例幣使街道及び巴波川周辺において、空き家化が懸念される歴史的建造物について、空き家を利用したい人と所有者をつなぎ、その活用に向けて専門家がコーディネートする仕組みの構築やまち歩き拠点としての活用を検討する。

歴史的な町並みを保存し、活用を図るためにも、歴史的建造物の取壊しを防ぐことが急務であり、管理体制を整えるとともに利活用の促進が求められることから、歴史的風致を構成する建造物のうち、文化財に指定されている建造物については、文化財保護法をはじめとした関係法令に基づき、その保護と活用の強化に努める。その他の歴史的建造物については、「歴史的風致形成建造物」に指定し、建物調査を行ったうえで、修復を基本としてそれぞれの建物の特色に即した修理・修景を行うことにより、建造物の滅失を防止し、かつ修理等に対する支援を行うなどの保護措置を講じ、その活用を図る。

さらに、栃木市文化財保護条例に基づく文化財の指定や栃木市景観計画に基づく景観重要建造物の指定、文化財保護法に基づく登録有形文化財の登録を検討し、今後の保存・活用を図る。

歴史的建造物の維持管理や修理のための技術継承や技術的指導及び助言を専門的立場から行う組織の設置を検討する。

嘉右衛門町伝建地区防災計画の推進などにより、火災をはじめとした地震や台風等の災害から住民や建築物等を守るための総合的な防災対策に取り組むとともに、市街地の防災計画を策定することで、災害抑制、地域住民による初期消火、効率的に防災活動に取り組める設備導入を検討し、それらの設備に対しては修景整備を行う。

(2) 歴史的町並みの保全・形成に関する方針

「歴史的町並み景観形成地区」において、景観形成補助金制度を拡充し歴史的建造物の外観やそれらに付随する^{ふずい}工作物の^{こうさくぶつ}修景整備を行うとともに、町並みの連続性を阻害している建物の外観について、歴史的町並みに調和した形態、^{いしやう}意匠となるよう整備を行う。

また、景観向上のための無電柱化事業を検討、推進するとともに、巴波川や県庁堀川においては、歴史的建造物と一体となった景観の保全に努め、歴史的町並みの保全と活用の促進を図っていく。

歴史的な町並み及び伝統的建造物や歴史的建造物と調和した屋外広告物の設置による景観整備を図るため、市独自の屋外広告物条例を制定し、重点区域内における屋外広告物等を制限する。

(3) 歴史や伝統文化を反映した活動の継承に関する方針

民俗芸能等の保存団体への支援の拡充を図るとともに、市民や関係機関との情報交換や連携により、地域の伝統文化を学ぶ機会等を充実し、民俗芸能等の後継者育成に努める。

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

市内には、文化財の保存団体や民俗芸能団体等も多数あり、交流・連携により、活動の充実並びに多彩な企画等が開催できることから、団体間の連携促進を図る。

後世に継承すべき祭礼や民俗芸能を保存・継承あるいは再開させるための道具修理や活動・人材育成への支援体制の充実に取組むとともに、山車祭りについては、山車祭りの維持・伝承のための取組みを支援する。また、山車の引き手不足の解消に向けた取組みを検討する。

(4) 自然景観や農業景観に関する方針

渡良瀬遊水地においては、今後も今までの自然環境を守るため、掘削等による攪乱、ヨシ焼き、外来種駆除などの永続的な実施体制を推進するとともに、周辺においても「栃木市景観計画」等により渡良瀬遊水地の自然環境と調和した景観の形成に努める。

大平ぶどう団地においては、「栃木農業振興地域整備計画」に基づき、農地の遊休化・耕作放棄地の発生防止や再生・有効活用に向けた対策を講じるとともに、来訪者の志向や栽培動向に対応した加工・販売・新商品開発等の充実を図る。また、栃木市景観計画等により大平ぶどう団地の景観の保全に努め、景観法に基づく「景観農業振興地域整備計画」の策定への検討を行う。さらに、両地域においては文化的景観保護制度の活用を検討する。

(5) 歴史的風致に係る情報発信と認識向上に関する方針

継承すべき歴史的風致について、市民の理解促進を図り、地域の歴史的風致の啓発と情報発信を様々な媒体を活用しながら進めるとともに、情報発信施設の整備を検討する。

各地域の郷土資料館や歴史民俗資料館については、施設の整備と既存施設の周知に努める一方、大学・研究団体等と連携して郷土や歴史民俗の調査研究を進め展示内容の充実を図る。

歴史的風致を紹介するような冊子等を作成し、案内板等を整備することにより、継承すべき歴史的風致に対する市民意識の高揚を図るとともに、歴史文化資産に関する解説ボランティア養成講座などを開設し、人材の育成を図る。

市内外の来訪者をはじめ、栃木市を訪れる外国人観光客に対して各種プロモーションや観光振興施策を展開し、国内のみならず海外へ目を向けた観光施策の推進を図る。

(6) 周遊性の向上に関する方針

市民や市内を訪れる来訪者が旧日光例幣使街道及び巴波川周辺の歴史的建造物等を回遊できる歩行ルートについて、歩道の整備や路面舗装の美装化、街路灯の整備により、歴史的町並みに調和した空間の整備を図る。また、休憩施設の整備や来訪者の利便性を図るための駐車場を確保する。

嘉右衛門町伝建地区の旧日光例幣使街道における安全性を確保し、有識者と地元住民を交えて現状の交通課題と風致を^{こうさつ}考察しつつ、より良い交通体系を検討する。

市内各所に分布する歴史文化資産の個性を活かしながら、各地域の共通するテーマに基づく「物語づくり」を進め、その上で物語に基づくモデルコースの設定やネットワーク化に係

る基盤整備、さらには旅行業者、交通事業者との連携による各種サービスの提供へと展開することにより、来訪者の周遊を促進し、栃木市の一体的な観光振興を図る。

案内板や説明板については、外国人を含む来訪者が安心して歴史文化資産にアクセスできるよう、案内板のデザインの統一、説明板の整備及び維持管理等に努める。

地域の歴史・文化等を活かした観光振興を図るため、歴史的な町並みの景観を阻害している建築物等の美装化を実施し、外国人観光客の満足度向上やインバウンドの促進を図る。

4 歴史的風致維持向上計画の実施体制

本計画の実施体制については、市長部局の総合政策部蔵の街課と都市整備部都市計画課、教育委員会生涯学習部文化課を事務局とした庁内推進組織を設置するとともに、歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「栃木市歴史的風致維持向上協議会」において、計画の推進や変更等の連絡・調整・協議等を行い、事業の推進を図る。

また、必要に応じて、栃木市の都市計画や景観、文化財保護等に関する審議会、並びに文化財や歴史的建造物の所有者等と連絡調整を行う。

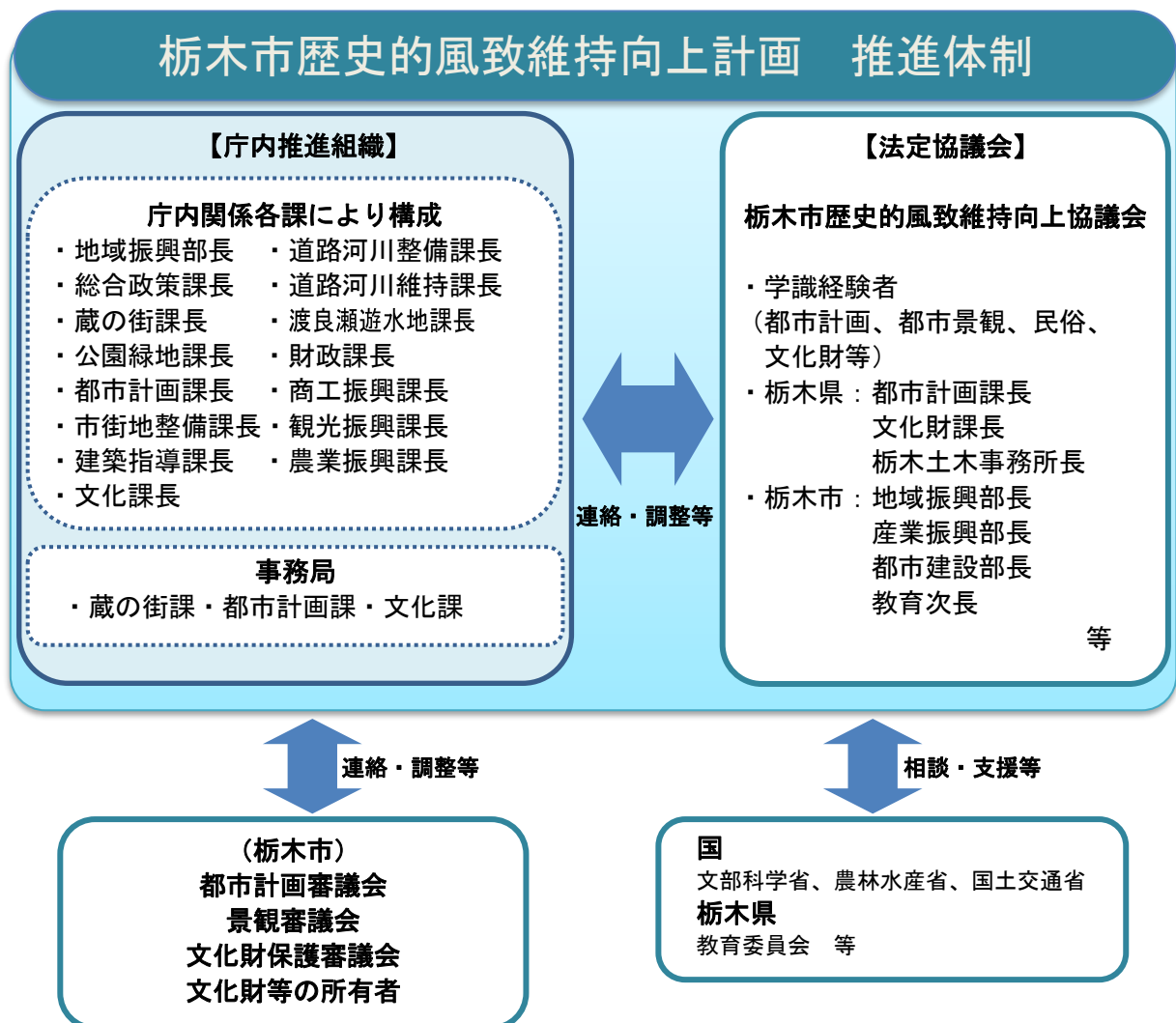


図 歴史的風致維持向上計画の推進体制